



入園のしおり

社会福祉法人 南遊佐協会
鳥海保育園



【保育理念・事業経営方針】

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。

【保育方針】

豊かな人間性を持った子どもを育成する。

【 保育目標 】

- 心身ともに健康で豊かな子ども
- 思いやりのある子ども
- 意欲をもつ子ども
- 自分で考えて行動できる子ども



【保育目標に向かって …職員が大切にしていること】

- さまざまな実体験を通して、感性を育んでいく。
- 戸外であそぶ機会を多く持ち、遊具にチャレンジしたり散歩に出かけたりして体を動かすことの楽しさや意欲を育んでいく。
- 絵本やわらべうたあそび、近隣の文化財などにふれ、自由に作ったりイメージを広げてあそんだりする、豊かな心や意欲を育んでいく。
- あそびや生活の中で、“不思議”を感じ、“どうして？”と考える探求心を大切にし、科学的にものを見たり考えたりする態度を育んでいく。
- 異年齢のかかわりの中で、豊かな人間性を育んでいく。
- 全職員が向上心を持って保育を楽しむ。異年齢保育と年齢別保育、それぞれの良さについて学びを深め、より良い保育を目指す。子ども一人ひとりの育ちを保障するために、心を合わせ助け合って仕事をする。（協働）



【特色ある保育】

- ・和太鼓
- ・専任講師によるリトミックあそびと
童具あそび（積木あそび）
- ・わらべうた、伝承あそび
- ・地域との交流
（お茶会やしょうぶたたき）
- ・園バスを利用した園外保育
- ・おいしく安全な給食・クッキング活動
- ・遊佐町はぐの家との交流保育



【共に育つ ～つながる輪～】

- ・家庭…保育参加／個人面談（希望者）
／保護者会活動
- ・地域…地域行事への参加・交流
- ・子育て支援…園開放「ひよこちゃんよっといで」
／一時預かり保育
- ・関連機関等…酒田市発達支援室（育ちのサポート）
相談事業／各小学校／地域担当保健師さん



【保育目標】

0歳児

身の回りの人やものに興味を持ち、探索を楽しむ。

1歳児

一人ひとりが安心して自分の気持ちや欲求を表現する。

2歳児

生活の流れが分かり、身の回りのことを自分で取り組む。

3歳児

身近な環境に触れ、発見したり考えたりする中で様々な経験を重ね、好奇心・探求心を高める。

4歳児

興味関心を持ったことにかかわり、くり返し楽しみ、満足感を味わいながら経験の幅を広げる。

5歳児

友だちと協力したり役割分担しながら、目的を成し遂げる喜びを味わう。

異年齢

異年齢で関わりながら、思いやりや頼る気持ちを味わい、一緒に遊びや生活を楽しむ。

らくがきノート(連絡ノート)について

0.1.2歳児

《記入例》

3.4.5歳児

《記入例》

4月 5日 木 曜日

体温 36.8℃

	家庭から	エピソード
健康状態	鼻水です (薬あり→ 食後1種)	お子さんのかわいい エピソードなど何でも自由にお書きください♡
便	無/有(時) 硬・普・下痢	
睡眠	20:00 ~ 6:30	
朝食	・ご飯 ・みそ汁 ・りんご	
お迎えの時間(16:00) 母		

4月5日(木)

・検温 36.7℃

・迎え 16:00 父

お子さんのお家での様子など
何でも自由にお書きください♡

- ◎朝、自宅で検温を行ってください。発熱がある場合はお預かりできません。
また、前の晩に発熱した・食欲がなかった・寝不足気味…など、体調が思わしくない時は登園の際に伝えていただくか連絡ノートに記入してください。
- ◎急な発熱などで、至急連絡を取らなければならないこともあります。
勤務先や、住所電話等の変更があった場合には、必ずその旨を園に知らせてください。
- ◎日中どなたにも連絡がつかないという状態にならないようお願いします
- ◎食事の準備の関係もありますので、休む際は午前9時までに連絡を入れて下さい。また、遅れて登園する・早退する場合も同様に園までご連絡下さい

保育園での服装について

- ・ひもやフードのついている服は、ひっかかったりするなど危険な場合がありますので、家庭から着てきた際には着替えさせていただくことをご了承ください。
- ・はだし保育を行っているため、内ズックは使用していませんが
3歳以上児のお子さんは活動の内容によってご準備いただくことがあります。

健康について



集団で生活していますので、伝染性の病気にかかったときは、
医師の許可を受けてから、登園するようにして下さい。

疾患名	基準	最低望まれる停止期間
麻疹 (はしか)	主要症状消失後7日を経過するまで	解熱した後、3日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべてか皮が脱落するまで (7~10日)	すべての発しんがかさぶた(か皮)になるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが消失するまで	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日ぜき	特有のせきが消失するまで 最盛期から2~3週間	特有のせきが消失するまで
風疹 (三日ばしか)	主要症状消失後5日を経過するまで	発疹が消えるまで
とびひ	医師の許可を得てから	医師の許可を得てから
流行性角結膜炎 (はやり目)	主要症状消失後3日を経過するまで	医師の許可を得てから (結膜炎の症状が消失するまで)
咽頭結膜熱 (プール熱) アデノウイルスによるもの	主要症状消失後2日を経過するまで	主要症状消失後2日を経過するまで
感染性胃腸炎 (ノロウイルス、 ロタウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで
インフルエンザ	主要症状が発生した後5日経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	
新型コロナウイルス	主要症状が発生した後5日経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで	

※[皮膚の疾患(とびひ・湿疹・水いぼ等)・・・皮膚科]への受診をおすすめします。
[目の疾患(目やに・目の充血・涙目等)・・・眼科]

送迎について

- 送迎の際には、お互い譲り合って駐車し、事故には注意しましょう。
- 車から降りた際には、必ずお子さんと手を繋いで登園、降園するようにしましょう。
- 送迎は保育園バスも利用できます。ご相談下さい。園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。
- バスで戸外に出ておでかけすることもあります。保護者のみなさまには年に一度、承諾書をいただいておりますのでよろしくお願いします。園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

食事の提供について

食事は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒面、食物を大事にする考え方や食事のマナーを教えるなどの教育的な意義があります。

- 当園調理室で手作りする給食を提供します。献立表は月末に翌月分を配布します。
- 酒田市の保育園統一献立をベースにして給食をつくっています。
- 旬な食材をとりいれ、季節を感じられる給食を心がけています。
- 地元や国内産のものを使って、新鮮で安心できる食材にこだわり給食を作っています。
- 手作りおやつを取り入れています。
- 行事やイベントの日には、子ども達が喜ぶメニューと盛り付けを心がけています。
- 一人ひとりに合わせた食事量を提供しています。
- ランチルームがあり、みんなで一緒に給食を食べています。
- 食物アレルギーに配慮し、ご家庭で食べた食材を提供します。「食材チェック表」のご記入にご協力ください。

【 0.1.2 歳児 】

- 0 歳児は、月齢や発達に応じた離乳食を提供します。原則としてご家庭で2回食を開始し、1 か月経過したお子さんへ提供しています。
- 完全給食のため、何もありません。
- 午前と午後におやつがあります。
- 離乳食は、保護者、保育士、調理師の連携を大切にし、一人ひとりの成長に合わせて、様々な食材や味に触れながら、食品の大きさや量、固さに配慮してスムーズに幼児食に移行できるようにすすめていきます。

【 3.4.5歳児 】

- ・副食給食のため、ご飯だけ持たせてください。
- ・午後のおやつがあります。
- ・お祝いメニューや園行事がある時には、特別献立になるためごはんはいりません。
- ・みんなが同じ量を配膳するのではなく、自分の食べたい量や食べられる量を考えて自分で盛り付ける工夫をしています。
- ・園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳～2歳児	9時20分頃	11時頃	15時10分頃
3歳～5歳児		11時30分頃	15時20分頃

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り適切な対応に努めます。食物アレルギーのアレルゲンは広範な食物に及びます。お子さんが安全に楽しく食事が取れるよう、保護者と連絡を密にしながら、対応してまいります。

お子さんにアレルギーがある方は、ご相談ください。

- ・医師が摂取することを禁じている食物を給食で提供することは適切ではないため、「診断書」「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が提出された場合には、それに基づいた食物を除くなどの対応をします。
- 原因食物の除去を止める場合も、医師の指示に基づいて行います。
- ・アレルゲンとされる食物を除くなどの対応をしているお子さんは、定期的に医師の診断を受け、指示内容をその都度お知らせください。
- ・除去の内容は、毎月の献立に基づき園と保護者で確認します。

与薬について

保育園での与薬は医療行為にあたるため原則として行うことができません。やむを得ない理由で与薬が必要な場合は、次のことを守っていただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。与薬に関する一切の責任は保護者とし、園側は責任を負いかねますのでご了承ください。

- ※ 医療機関で処方された薬に限ります。
(座薬・解熱剤・家庭用常備薬・市販の薬等は、ご遠慮ください)
- ※ 飲み薬は、1回分だけ名前を書いて持たせてください。
(シロップは別容器に1回分だけ入れて下さい)
- ※ 次のことを連絡ノートに必ず記入してください。
(お手数ですが、一週間等続く時も、毎日記入をお願いいたします)
- ※ 薬を処方された時は、その都度『薬の説明書』を一緒に持たせてください。
 - ・薬の説明書の写真と持参した薬が同じ物かどうか確認します。
 - ・院内処方の場合は『お薬手帳』でも構いません。
- ※ お薬全部に記名をお願いいたします

1. 《飲み薬》

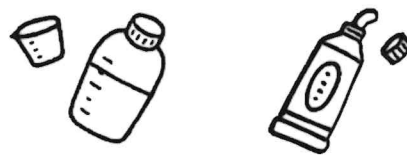
- ・病名（風邪・とびひ等）
- ・時間（食前・食後等）
- ・種類（1種類・2種類等）

2. 《目薬》

- ・病名（目やに等）
- ・時間（昼寝前等）
- ・点眼箇所（左・右等）

3. 《塗り薬》

- ・病名（湿疹等）
- ・時間（かゆがる時、昼寝前等）
- ・塗る場所（右ひじ内側等）



社会福祉法人南遊佐協会 鳥海保育園

重要事項説明書

鳥海保育園 重要事項説明書

保育の提供のあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人南遊佐協会
所 在 地	酒田市米嶋字棘田48番地の2
電 話 番 号	0234-28-2158
代表者氏名	理事長 阿部 善孝

2 利用施設

施 設 の 種 類	保 育 所
施 設 の 名 称	鳥海保育園
施 設 の 所 在 地	酒田市米嶋字棘田48番地の2
連 絡 先	電話番号 0234-28-2158 FAX 0234-43-1801
管 理 者	園長 齋藤 美由紀
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
	満3歳以上の児童 17人 満1歳以上満3歳未満の児童 10人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和29年 10月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

施設及び設備

園 舎	構 造	木造亜鉛メッキ 鋼板ふき平屋建	面 積 497.12㎡
園 舎	乳 児 室	もも組	0歳児のクラス 1歳児のクラス 2歳児のクラス
	保 育 室	ちゅうりっぷ組 ば ら 組 ゆ り 組	3歳児のクラス 4歳児のクラス 5歳児のクラス
	遊 戯 室	1 室	89.24㎡
	調 理 室	1 室	22.31㎡
	医 務 室	1 室	4.00㎡
	便 所	1 室	15.42㎡
	調 乳 沐 浴 室	調 乳 沐 浴 室	1.49㎡ 1.16㎡

5 職員の設置状況

職種	勤務体制・時間
園長	8:30～17:00
保育士	7:30～16:00
	8:30～17:00
	10:00～18:30
調理師・事務	8:30～17:00

※ ローターションにより、各保育士等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び、日曜、祝日は休園となります。

また、新年度当初（4月上旬）・お盆期間（8月中旬）年末年始・園内研修実施日など、保護者の皆様の多くが休日を取得される時期や特別な事情がある日につきましては、適切な職員配置および給食食材発注管理のため、事前に保育希望日の調査を実施させていただきます。

ご家庭での保育が可能な方におかれましては、家庭保育や降園時間の工夫へのご協力をお願いすることがございます。なお、就労等の理由により家庭での保育が困難な場合は、通常通り登園できますので、期限までに当園希望のご提出をお願いいたします。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの最大11時間の範囲内で必要となる保育時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの最大8時間の範囲内で必要となる保育時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで又は16時00分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

※保育標準時間・保育短時間ともに認定された時間は利用することが可能な最長時間です。お子さんの育成上の配慮の観点などから、各ご家庭の状況に応じ、保育を必要とする時間帯でご利用いただくようお願いいたします。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時00分となっております。都合があり9時00分を過ぎる場合は電話連絡をお願いいたします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において保育を提供します。

(2) 保育園の理念・方針・目標・特色のある保育活動・関係機関との連携

入園のしおり参照

(3) 送迎

入園のしおり参照

(4) 食事の提供

入園のしおり参照

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーについては、医師の診断書を添えてご相談ください。

(5) 与薬について

保育園での与薬は医療行為にあたるため原則として行うことができません。
やむを得ない理由で与薬が必要な場合は、入園のしおりに示したことを守っていただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

当園は市町村から特定保育の実施について委託を受けたときはこれに
応じるものとします。以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医について

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。園の指定する各検診日に受診できない場合は、後日必要書類を持参の上受診していただきます。

(1) 内科

医療機関の名称	順仁堂遊佐病院
所在地	飽海郡遊佐町遊佐字石田7番地
電話番号	0234-72-2522

(2) 歯科

医療機関の名称	大町歯科
所在地	酒田市東大町1-13-18
電話番号	0234-24-2938

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	きれん耳鼻咽喉科
所在地	酒田市あきほ町659-1
電話番号	0234-21-2085

(4) 眼科

医療機関の名称	まこと眼科
所在地	酒田市一番町3-24
電話番号	0234-26-3721

1 2 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先へ速やかに連絡を行い、お迎えを依頼させていただきます。

(2) 連絡メールシステムの運用について

緊急時、保護者の皆さまに少しでも早く正確な情報をお伝えすることを主な目的とし、連絡メールシステム【連絡.mobi】を運用しています。

【連絡メールシステム導入の利点】

- ① 園からの情報を正確に早くお伝えすることができます。

一括送信するため、情報をスピーディーにお知らせすることができます。
ご両親や祖父母、1 家庭当り2名の登録をお願いします。

- ② 個人情報の管理を万全にすることができます。保護者の方のメールアドレスは、データセンターにて厳重に管理します。

【連絡メールをお送りするケース】

- ① 自然災害発生時などの緊急連絡やインフルエンザ等感染症に関するニュース
- ② 天候不順等による行事の予定変更
- ③ 不審者・熊等の出没情報
- ④ その他

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。
皆様からのご意見や苦情は、保育の向上のために解決に努力してまいりますので、ご遠慮なくお申し出ください。円滑に解決できない場合に中立公正な立場から相談や助言を行い、適切に解決するための第三者委員会を設置しています。

電話や玄関入り口に設置してある「ご意見箱」でも受け付けております。
当保育園以外の相談窓口もございます。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 齋藤 美由紀 (園長) ・苦情受付担当者 村上 佳子 (事務職員) ・電話番号 0234-21-2158 - F A X 0234-43-1801 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出てください。
第三者委員会	2 名
酒田市担当課	保育こども園課 0234-26-5735
遊佐町担当課	子育て支援係 0234-72-5897

1 4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。
また非常時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、職員へ周知するとともに毎月 1 回以上、避難および消火、その他必要な訓練を実施いたします。南遊佐コミュニティセンターと合同の避難訓練も年 2 回実施しています。

非常時の対応	別途に定める、マニュアルや消防計画書により対応いたします。
防火管理責任者	園長
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

＜避難場所＞

災害時には状況に応じて、以下のいずれかの避難場所へ避難します。
避難した場所は保育園からの連絡メールと玄関掲示でお知らせします。
津波発生が予想されたり津波警報がでたりした場合は、保護者の迎えを待たずに避難します。保護者の方のお迎えは、安全が確認されたあとに来て下さるようお願いいたします。

	場所	住所・電話番号
第 1 避難場所	保育園ゆうぎ室・園庭	酒田市米嶋字棘田 4 8—2 0234-28-2158
第 2 避難場所	南遊佐コミュニティセンター	酒田市宮内小楯 6 2—1 0234-28-2708

保育園携帯 1 080-5734-5516

保育園携帯 2 080-5734-5517

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。掛金は、園と保護者会費から負担となり、全員加入していただきます。

保険の種類	災害共済
保険の内容等	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済 ★この制度は、保育園管理下でのけがで、 医療費総額が 5 0 0 0 円以上かかった場合に給付される ものです。

1 6 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

保育料の金額情報や、お預かりしている園児に関する情報については適切に対応いたします。園便りやホームページ等への写真を掲載する場合は、別紙書面にて同意を募ります。個々に対応が必要な場合や、対応内容に関する質問等がありましたら、職員までお申し出てください。

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙…当園の敷地内はすべて禁煙です

宗教・政治・営利活動…利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教・政治・営利活動はご遠慮ください。

1 8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり、及び各種おたより等において提示するものとします。

別 表

保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内容・負担を求める理由及びも目的	金 額
時間外保育に係る利用者負担金	① 保育短時間認定に係る時間外保育料 7時00分から8時30分まで及び 16時00分から18時30分までの時間帯を利用した場合 ② 時間外保育料の月額	1日あたり 300円 3,000円を上限とする
保育園バスに係る利用者負担金	保育園バスの維持費	往復 月額 3,500円 片道 月額 1,750円
バス協力金	園外保育に出かける際の運営協力金	月500円
保育所副食費負担金 (3歳以上児)	給食の副食にかかる費用 (ただし住民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯については77,101円未満)の世帯の全ての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第3子以降の子どもの支払いは免除)	月額 4,900円
保育所主食費負担金 (3歳以上児)	完全給食提供の日の主食費用(ご飯・パン・麺類)	一人につき 月額 300円
保護者会会費	保護者会活動の事業費(以下が含まれます) ・日本スポーツ振興センター災害共済 ・団体傷害保険 ・運動会やおゆうぎ会等のプレゼント代 (ただし年度途中入所の場合は、1ヶ月300円の月割)	前期 1,800円 後期 1,800円 合計 3,600円